（住民基本台帳法の一部改正）

第二十一条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第四十一条第一項」を「第四十一条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

十二の二　金融庁又は財務省	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第二十二条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中第五十八号を第五十九号とし、第四十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第四章に規定する罪

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二十三条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号中「信託業法」を「金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、信託業法」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十四条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第三十七号を第三十八号とし、第三十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十八条第四号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

（金融庁設置法の一部改正）

第二十五条　金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「アまで」を「キまで」に改め、同項第三号ナ中「第百五十六条の六十四第三項」を「第百五十六条の六十三第一項」に改め、同号に次のように加える。

サ　金融サービス仲介業を行う者

キ　認定金融サービス仲介業協会

第八条中「資産の流動化に関する法律」の下に「、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）」を加える。

第二十条第一項中「資産の流動化に関する法律」の下に「、金融サービスの提供に関する法律」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第二十六条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

公益通報者保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十一号

公益通報者保護法の一部を改正する法律

公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等（第三条―第十条）

第三章　事業者がとるべき措置等（第十一条―第十四条）

第四章　雑則（第十五条―第二十条）

第五章　罰則（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章　総則

第一条中「無効等」を「無効及び不利益な取扱いの禁止等」に、「措置」を「措置等」に、「かかわる」を「関わる」に改める。

第二条第一項中「労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる者」に、「その労務提供先（次のいずれかに掲げる」を「当該各号に定める」に、「）」を「）をいう。以下同じ。）」を「）（以下「役務提供先」という。）」に、「当該労務提供先」を「当該役務提供先」に改め、「役員」の下に「（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）」を加え、「労務提供先等」を「役務提供先等」に改め、「行政機関」の下に「若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者（次条第二号及び第六条第二号において「行政機関等」という。）」を、「次条第三号」の下に「及び第六条第三号」を加え、同項各号を次のように改める。

一　労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であった者　当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者（次号に定める事業者を除く。）

二　派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者　当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第四条及び第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前一年以内に受けていた事業者

三　前二号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者　当該他の事業者